

持続可能な学校の実現等を求める意見書について

持続可能な学校の実現等を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

横 山 啓 一

江 川 あ や

上 野 和 幸

植 木 だいすけ

小 林 ゆうき

高 橋 紀 博

品 田 ときえ

塩 尻 英 明

高 木 ひろたか

高 見 一 典

金 谷 美奈子

持続可能な学校の実現等を求める意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びに大きな支障を来している。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法の時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）適用の教員については上限規制が守られていない状況が放置されている。

骨太方針2024では、中央教育審議会の審議のまとめを踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進め、また、2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしている。

学校の働き方改革の前進を図るとした骨太方針が実現されたとしても、長時間労働是正には不十分であり、教職員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教職員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定、実施すべきである。そのためには、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、教職員の長時間労働是正に資し、学校の働き方改革推進につながるよう、次の事項の実施を求める。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、部活動の地域移行実施に当たっては、人の配置や確保も含めた推進に必要な財源確保等を行うことや、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うことなど、国として具体的な業務削減策を示すこと。
- 2 教職員定数を改善すること。
- 3 教職員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても自発的勤務と評価される現状を改善するよう、法制度の整備を行うこと。
- 4 勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。